

# 遠軽町新庁舎建設工事総合評価一般競争入札

## 実施要領

令和5年9月

遠 軽 町

## 目 次

I	一般事項	-----	2
II	参加表明	-----	13
III	図面等資料貸与	-----	15
IV	質疑回答	-----	15
V	技術提案書等の提出	-----	16
VI	技術対話	-----	24
VII	VE提案審査及び採否通知	-----	24
VIII	審査	-----	25
IX	三者協定書の締結	-----	27
X	その他	-----	28

# I 一般事項

## 1 目的

遠軽町新庁舎建設の施工者選定に当たる契約方式は、ECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式の要素を取り入れた先行発注型三者協定方式を採用する。

この方式は、施工者を早期に決定するとともに、基本設計段階で工事請負金額を契約金額として決定した上で、実施設計の過程に施工者の技術協力を仰ぐことで、価格と一定程度の品質のバランスを発注者が選択できるようにしたところが、大きな特徴となっている。

この契約方式を採用した意図を十分に理解いただき、互いの利益を守りつつも発注者及び設計者と協力して、最大限の成果を上げるための最良のパートナーを選定するため、本実施要領により、施工者選定を実施する。

## 2 用語等の定義

### (1) 技術協力業務

技術協力業務とは、施工者が上記の目的を果たすため、実施設計時において発注者及び設計者と協力し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）を実施設計並びに施工に反映させるため実施する業務のこと。

### (2) 総合評価検討会

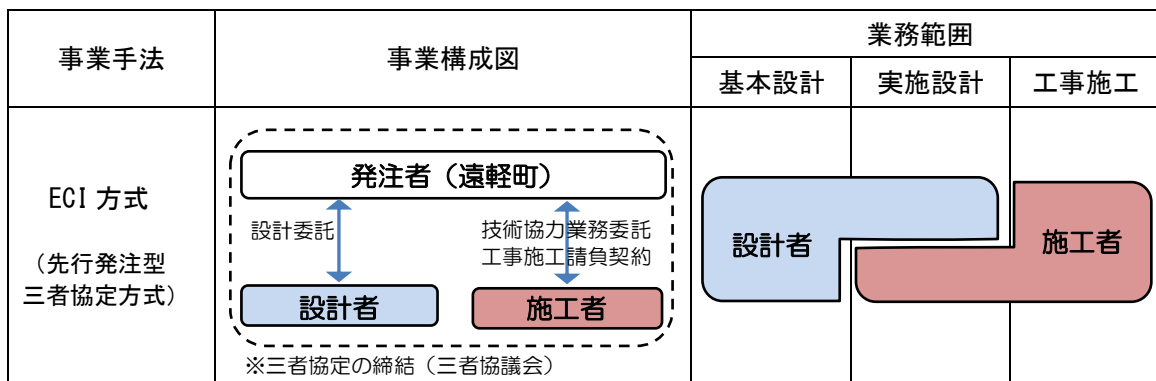
総合評価検討会とは、本競争入札において、施工者の選定を公平・公正に進めるため、識見を有する者から意見を聴取する会議のこと。

### (3) 総合評価落札方式審査委員会

総合評価落札方式審査委員会（以下「審査会」という。）とは、本競争入札において、施工者を選定するため、関係職員で構成する組織のこと。

### (4) 技術協力三者協議会

技術協力三者協議会（以下「三者協議会」という。）とは、発注者及び設計者並びに施工者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織のこと。



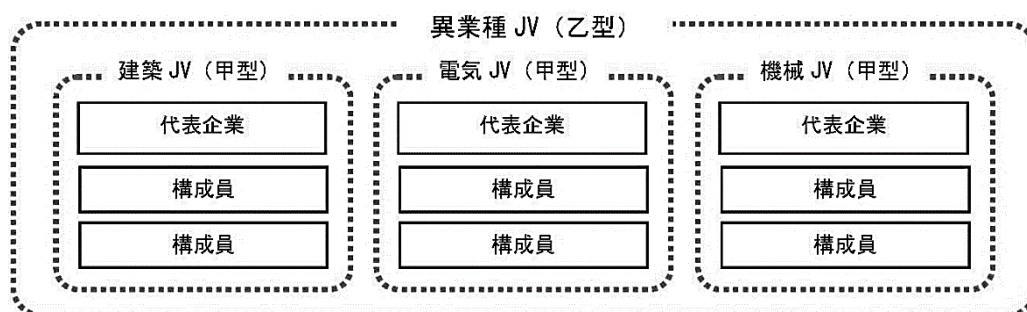
### 3 施工者選定の概要

#### (1) 発注者 遠軽町

#### (2) 選考方式

施工者の高度な技術を実施設計に反映させるため、技術提案及びVE提案等（以下「技術提案等」という。）を求め、技術対話を実施し、VE提案採用後概算工事費及び技術提案等を総合的に評価し、施工者を選定する「技術提案型総合評価落札方式」とする。

なお、入札に参加することができる施工者は、建築JV、電気JV、機械JVの3業種（甲型企业体）で構成する「異業種特定建設共同企業体」（乙型企业体）（以下「異業種特定JV」という。）とする。



#### (3) 選定方法

発注者は、参加要件を満たす者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を施工者として選定する。選考にあたっては審査会にて審査を行う。なお、審査会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

#### (4) 審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに遠軽町ホームページで公表する。

なお、評価点の最も高い者と次点者については、名称及び評価点を、その他の参加者については名称のみを公表する。

### 4 工事請負契約後の過程

#### (1) 委託契約の締結

発注者は、施工者と「令和5年度 遠軽町新庁舎建設実施設計技術支援業務」（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を締結する。

#### (2) 三者協議会の組織

発注者及び設計者並びに施工者は、実施設計時に施工者から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、三者協議会を組織する。

#### (3) 三者協議会における協議

本競争入札及び実施設計業務の期間中に提案され、発注者より採択された技術提案等を基に、工法や仕様について三者協議会において協議する。

#### (4) 効力の失効

本工事請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、遠軽町議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、遠軽町議会の議決を得たときは本契約を締結する。ただし、議会において否決された場合は、その効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、遠軽町に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

## (5) 仮契約の解除

発注者は、仮契約の相手方が、仮契約締結の日から議決の日までに「I-10-(2) 参加資格要件等」の①から⑨までのいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該仮契約を解除することができる。

## 5 工事概要

### (1) 工事の規模・内容

庁舎建設工事

- ① 工事種別 新築工事
- ② 主要用途 役場庁舎及び遠軽地区広域組合庁舎
- ③ 構造 耐火建築物 RC造 地上3階建
- ④ 規模 建築面積 3,496.49 m<sup>2</sup>・延べ面積 7,290.01 m<sup>2</sup>
- ⑤ 工事範囲 建築主体、電気設備、機械設備
- ⑥ 予定工期 令和8年3月10日まで

### (2) 敷地の概要

- ① 工事場所 遠軽町1条通北3丁目1番地1
- ② 敷地面積 17,602.24 m<sup>2</sup>
- ③ 敷地状況 第二種住居地域  
防火指定：指定なし  
建ぺい率：70%  
容積率：200%

### (3) 事業費参考額

工事規模は以下を想定している。

¥5,704,545,000円(税抜)

## 6 実施設計業務等の受託者

久米・道設監特定委託業務共同企業体

## 7 事務局

### {本契約締結まで}

〒099-0492

北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町総務部情報管財課契約担当

TEL 0158-42-4271

FAX 0158-42-3688

E m a i l : [johou@engaru.jp](mailto:johou@engaru.jp)

### {技術協力三者協議会に関すること及び本契約締結後}

〒099-0492

北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町総務部総務課庁舎建設担当

TEL 0158-42-4811

FAX 0158-42-3688

E m a i l : [soumu@engaru.jp](mailto:soumu@engaru.jp)

遠軽町ホームページ <https://engaru.jp>

## 8 技術協力業務の概要

施工者となった者は、三者協議会に出席し、技術提案のあった事項及び採用V E提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

### (1) 業務名

令和5年度 遠軽町新庁舎建設実施設計技術支援業務委託

### (2) 業務委託料の参考額

¥2,640,000 円 (税抜)

### (3) 履行期間

業務委託契約締結日の翌日から令和6年2月29日

### (4) 業務内容

- ① 設計全般に対する技術検証
- ② 施工実施方針及び施工計画の作成
  - ア 総合施工計画の検討・提案
  - イ 仮設計画の検討・提案
  - ウ 工事工程の検討・提案及び工程表の作成
- ③ 技術情報（本競争入札時において採用された技術提案及びV E提案）等の提出
- ④ 技術提案及びV E提案の検討協力
- ⑤ コスト管理支援
  - ア 全体工事費内訳明細書の作成・更新
  - イ 発注者及び設計者からの技術提案に対する内訳明細書の作成
  - ウ 全体工事費管理支援
- ⑥ 関係機関との協議資料作成支援
- ⑦ 三者協議会への出席
- ⑧ 報告書の作成

### (5) 業務の配置技術者

「I-10入札に関する条件等」の(3)～(5)に示す要件を満たす者とします。

### (6) 支払条件

完了後一括払い。

### (7) 業務の成果物

- ① 業務報告書
- ② 各種技術検証資料
- ③ 技術提案書及びV E提案書
- ④ 提案に関する成果物
- ⑤ 全体工事費内訳明細書
- ⑥ その他監督(担当)員の指示するもの

※ 成果物は、電子データとしても提出すること。なお、データ形式及び提出形状等は監督(担当)員と協議すること。ただし、図面データ形式はPDF形式及びJWW形式の2形式で提出すること。

## 9 実施スケジュール

項目	日程
入札公告	令和5年 9月20日(水)
競争入札参加希望者への設計図書等の貸与	令和5年 9月20日(水) ～9月29日(金)
参加資格確認申請書への質疑受付	令和5年 9月20日(水) ～25日(月)
参加資格確認申請書への質疑に対する回答	令和5年 9月27日(水)
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和5年 9月20日(水) ～29日(金)
参加資格確認通知	令和5年10月 3日(火)
技術提案書等への質疑受付	令和5年 9月20日(水) ～10月12日(木)
技術提案書等への質疑に対する回答	令和5年10月19日(木)
技術提案書等の受付	令和5年10月20日(金) ～30日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和5年11月10日(金)
条件付きVE再提案期限	令和5年11月14日(火)
VE提案書の採否通知	令和5年11月20日(月)
VE提案採用後概算工事費見積書等提出期限	令和5年11月24日(金)
入札締め切り・開札	令和5年11月28日(火)
落札者決定	令和5年11月29日(水)
仮契約の締結	令和5年11月30日(木)(予定)
本契約の締結(町議会定例会)	令和5年12月(予定)

※ 参加資格確認申請書、技術提案書等の提出物は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に事務局に提出すること。ただし、締切日については午後4時までとする。

※ スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知し、遠軽町ホームページに掲載する。

## 10 入札に関する条件等

### (1) 入札参加者の構成

- ① 建築JV、電気JV、機械JVの3業種（甲型企業体）で構成する「異業種特定建設共同企業体」（乙型企業体）とする。
- ② 各JV（甲型企業体）は、I-10-(2)～(5)の要件を満たす者で、2者以上で構成することとする。
- ③ 建築JVの代表企業が異業種特定JVの代表企業となる。代表企業は、本入札への参加手続きや落札者となった場合の契約協議など、本町との調整・協議等における窓口役を担うものとし、1つのJVの構成員は、他のJVの構成員になることはできない。

### (2) 参加資格要件等

入札参加資格の確認基準日（以下「基準日」という。）は、入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。なお、入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者が、基準日以降、落札者決定日までに入札参加資格要件を欠く事態に至った場合には、当該入札参加者は失格とする。全ての構成員が次の全ての事項に該当しなければ、この入札に参加することはできないこととする。

- ① 令和5・6年度遠軽町競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- ② 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定のほか、以下に該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ④ 遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽町告示第11号）第3条の規定による競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑤ 遠軽町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成17年遠軽町告示第14号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 「新庁舎建設実施設計業務委託」の受託者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合とし、「人事面において関連がある」とは一方の株式会社の代表取締役が、他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合を言う。
- ⑦ 甲型建設共同企業体の構成員は、次の要件を満たすこと。
  - ア 甲型建設共同企業体の代表者である構成員が、入札書提出までの間に、破産若しくは解散の場合、経営不振の状態に陥った場合又は遠軽町から指名停止措置を受けた場合（以下「経営不振の状態等」という。）は、乙型建設共同企業体の入札参加資格を取り消すこととする。



イ 甲型建設共同企業体における第2順位以降の構成員が経営不振の状態等に陥った場合は、あらかじめ遠軽町の承諾を得た上で経営不振の状態等に陥った構成員を除く当該甲型建設共同企業体の残存構成員が、本項に示す要件を満たす構成で新たに甲型建設共同企業体を結成し、かつ、入札書提出までに入札参加資格の確認申請手続が完了し、入札参加資格を得られた場合に限り、入札に参加できるものとする。ただし、新たな甲型建設共同企業体の結成は、既に提出した技術提案の内容に変更が生じない場合に限ることとする。

⑧ 乙型又は甲型建設共同企業体の構成員となる者が、当該建設共同企業体において重複となる構成員にならないこと。

⑨ 乙型又は甲型建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の乙型建設共同企業体又はその構成員である甲型建設共同企業体の構成員とならないこと。

(3) 建築工事の甲型建設共同企業体の構成企業要件

異業種特定建設共同企業体		建築・電気・機械	
建築工事特定JV代表者 (異業種特定JV代表)	業種	建築一式工事	
	建設業の許可	特定建設業者であること	
	資格者名簿の総合点	900点以上	
	住所要件および実績	オホーツク総合振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所(この場合、建設業許可申請書別紙二の主たる営業所に限る。)を有する者	
	総括責任者	一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること ※現場代理人と兼任することが可能	
	現場代理人	一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること	
	監理技術者	一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること	
	管理技術者(技術協力業務)	一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること	
	施工実績(企業要件)	平成15年度以降にオホーツク管内において、以下の元請(JV可)として施工した実績を持つ者	
		発注者～国、地方自治体	
構造～RC造、SRC造、S造			
面積～7,000㎡以上			
用途～車庫、倉庫及び工場を除く用途 種類～新築、増築または改築			
建築工事特定JV 構成員(うち1者)	業種	建築一式工事	
	建設業の許可	特定建設業者であること	
	資格者名簿の総合点	900点以上	
	住所要件および実績	遠軽地区広域組合構成町(遠軽町・湧別町・佐呂間町)内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者	
	主任技術者	一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること	
建築工事特定JV 構成員(他の構成員)	業種	建築一式工事	
	住所要件および実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠軽地区広域組合構成町(遠軽町・湧別町・佐呂間町)内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者</li> <li>資格者名簿において「建築工事」の「B等級」以上に格付けされている者</li> </ul>	

- ① 資格者名簿において、建築工事に登録されていること。
- ② すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。(構成員の最小出資比率は、2社の場合は30%、3社の場合は20%、4社の場合は15%とする。)代表者の出資比率は構成員中最大であること(同率は認めない)。
- ③ 建築JV代表企業の総括責任者は、本業務全体の総括責任を担う者として、技術協力業務における管理技術者並びに建設業務における現場代理人を総括し、技術協力業務及び建設業務に関し相互調整を行うこと。なお、総括責任者は現場代理人と兼任することができる。
- ④ 総括責任者は、代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ⑤ 総括責任者は、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。
- ⑥ 本業務の現場代理人として次の要件を満たす者を契約日から竣工・引渡し日まで専任で配置できること。
  - ア 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。
- ⑦ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から完了まで専任で配置できること。
  - ア 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。
- ⑧ 技術協力業務の管理技術者として次の要件を満たす者を業務開始から完了まで専任で配置できること。
  - ア 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。
- ⑨ 建築JVの第2順位の構成員は、主任技術者として次の要件を満たす者を配置できること。
  - ア 配置予定技術者は建築業務を行う企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ 配置予定技術者は、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること。
- ⑩ その他法令による技術者を配置できること。

#### (4) 電気工事の甲型建設共同企業体の構成企業要件

異業種特定建設共同企業体		建築・電気・機械
代表者 電気工事特定JV	業種	電気工事
	建設業の許可	特定建設業者であること
	資格者名簿の総合点	770点以上
	住所要件および実績	オホーツク総合振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（この場合、建設業許可申請書別紙二の主たる営業所に限る。）を有する者
	監理技術者	一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること
	管理技術者（技術協力業務）	一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること
構成員 電気工事特定JV	業種	電気工事
	住所要件および実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オホーツク総合振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（この場合、建設業許可申請書別紙二の主たる営業所に限る。）を有する者</li> <li>・資格者名簿において「電気工事」の「B等級」以上に格付けされている者</li> </ul>

- ① 資格者名簿において、電気工事に登録されていること。
- ② すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。（構成員の最小出資比率は、2社の場合は30%、3社の場合は20%、4社の場合は15%とする。）代表者の出資比率は構成員中最大であること（同率は認めない。）。
- ③ 電気JV代表企業の監理技術者として下記の要件を満たし、建設業務の開始から完了まで専任で配置できること。
  - ア 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ 一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
- ④ 技術協力業務の管理技術者として次の要件を満たす者を業務開始から完了まで専任で配置できること。
  - ア 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ 一級電気工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
- ⑤ その他法令による技術者を配置できること。

(5) 機械工事の甲型建設共同企業体の構成企業要件

異業種特定建設共同企業体		建築・電気・機械
代表者 機械工事特定JV	業種	管工事
	建設業の許可	特定建設業者であること
	資格者名簿の総合点	700点以上
	住所要件および実績	オホーツク総合振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者
	監理技術者	一級管工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること
	管理技術者（技術協力業務）	一級管工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること
構成員 機械工事特定JV	業種	管工事
	住所要件および実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オホーツク総合振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（この場合、建設業許可申請書別紙二の主たる営業所に限る。）を有する者</li> <li>・資格者名簿において「管工事」の「B等級」以上に格付けされている者</li> </ul>

- ① 資格者名簿において、管工事に登録されていること。
- ② すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。（構成員の最小出資比率は、2社の場合は30%、3社の場合は20%、4社の場合は15%とする。）代表者の出資比率は構成員中最大であること（同率は認めない。）。
- ③ 機械JV代表企業の監理技術者として下記の要件を満たし、建設業務の開始から完了まで専任で配置できること。
  - ア 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ 一級管工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
- ④ 技術協力業務の管理技術者として次の要件を満たす者を業務開始から完了まで専任で配置できること。
  - ア 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ 一級管工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有すること
- ⑤ その他法令による技術者を配置できること。

## II 参加表明

### 1 参加資格審査

本競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格に係る提出書類を作成し、「I-9実施スケジュール」に該当する期限までに事務局に提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格審査を行い、技術提案等の審査に進むものを決定します。

### 2 提出書類

- (1) 質疑回答書【様式1】
- (2) 入札参加表明書【様式2-1】
- (3) 委任状・乙型【様式2-2】
- (4) 委任状・甲型【様式2-3】
- (5) 異業種特定建設共同企業体（乙型）協定書【参考様式】
- (6) 各業種別の共同企業体（甲型）協定書【参考様式】
- (7) 入札参加資格確認申請書【様式3-1】
- (8) 構成員一覧表【様式3-2】
- (9) 公共建築工事の施工実績【様式4-1】
  - ① 元請負人として平成15年度以降に完成した延べ面積7,000㎡以上の公共建築物（車庫、倉庫及び工場は除く）の新築、増築又は改築工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率25%以上を対象とする。）
  - ② 契約書（工事名称、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）の写し、平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容が確認できる図書を添付すること。ただし、発注者が遠軽町である場合については添付を省略できる。
- (10) 建設業許可通知書及び建設業許可申請書別紙二（1）又は（2）の写し（全構成員分）
- (11) 総括責任者の資格要件の確認調書【様式4-2】
  - ① 本業務を契約締結した場合の総括責任者を記入すること。また、記載した資格を証明するものの写しを添付すること。
  - ② 参加申し込みのあった日以前に、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
  - ③ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、契約書の写しは必要ない。
  - ④ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、総括責任者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とすること。
- (12) 現場代理人の資格要件の確認調書【様式4-3】
  - ① 本業務を契約締結した場合の現場代理人を記入すること。また、記載した資格を証明するものの写し及び監理技術者証の写しを添付すること。
  - ② 参加申し込みのあった日以前に、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。

- ③ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、契約書の写しは必要ない。
- ④ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、現場代理人の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

**(13) 監理（管理）技術者及び主任技術者の資格要件の確認調書【様式4-4】**

- ① 本業務を契約締結した場合の監理（管理）技術者及び主任技術者を記入すること。また、記載した資格を証明するものの写しを添付すること。
- ② 参加申し込みのあった日以前に、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。なお、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付すること。
- ③ 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、契約書の写しは必要ない。
- ④ 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、監理（管理）技術者及び主任技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

**3 作成要領**

**(1) 提出部数**

提出書類については各1部とする。

**(2) 使用する言語、通貨及び単位**

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

**(3) 各様式**

様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

**4 提出方法等**

**(1) 提出期間**

「I-9実施スケジュール」の期限までに事務局に提出すること。

**(2) 提出方法**

持参提出とする。

**5 参加資格審査結果通知**

参加資格審査の結果は、「I-9実施スケジュール」の期限までに書面により申請者に通知する。なお、参加資格審査に関する問い合わせや異議申し立ては一切受け付けない。

### Ⅲ 図面等資料貸与

#### 1 貸与方法等

入札公告後速やかに、入札参加検討のための参考に資するものとして、遠軽町新庁舎建設基本設計書等の競争入札に関する資料をDVD-Rにて貸与する。また、本競争入札に参加資格があると認められた者には、引き続き、遠軽町新庁舎建設基本設計書等の競争入札に関する資料をDVD-Rにて貸与する。なお、本競争入札に参加資格がないと認められた者は、資料のDVD-Rを確認通知後、1週間以内に事務局に返却すること。

##### (1) 貸与

貸与を希望する者は、事前に事務局に資料受領希望日の連絡をすること。資料受領の際、秘密保持に関する誓約書【様式8】に記入し提出すること。

##### (2) 貸与期限

貸与は「I-9実施スケジュール」の期限までとする。

##### (3) 貸与場所

貸与場所は「I-7事務局」の窓口とする。

##### (4) その他

貸与資料は、参加資格がないとされた場合は通知後速やかに返却するものとし、それ以外の場合は入札の際に返却すること。

### Ⅳ 質疑回答

#### 1 提出期限

「I-9実施スケジュール」の該当する期限までに質疑回答書【様式1】を電子メールにて事務局に送付すること。

#### 2 提出方法

質疑回答書【様式1】に記載の上、事務局にマイクロソフト社製のエクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、「【〇〇】遠軽町新庁舎建設工事総合評価一般競争入札実施要領(質疑書)」とすること。(【〇〇】は会社名を記載すること。)また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

#### 3 質疑に対する回答

質疑については当該質問者に対して、随時電子メールにて回答することとし、最終回答期限は、「I-9実施スケジュール」の該当する期日までとする。なお、技術提案書等への質疑回答については当該質問者以外の参加資格を有すると認められた者に対してもメールにて通知する。

#### 4 その他

技術提案書等への質疑に対する回答は、競争入札用設計図書の細部説明及び補完する内容のものに限る。



## V 技術提案書等の提出

### 1 技術提案等

技術提案等については、技術協力業務段階から施工段階に通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

#### (1) 技術提案等の提出書類

##### ① 技術提案

###### ア 技術協力業務の実施方針

(ア) 技術協力業務の実施方法【様式5-1 A3判：1枚】

(イ) 技術協力業務の実施体制【様式5-2 A3判：1枚】

###### イ 工事施工の実施方針

(ア) 工事施工の実施体制【様式5-3 A3判：1枚】

(イ) 施工・工程計画についての提案【様式5-4 A3判：1枚】

(ウ) 施工上の課題に対する技術的所見【様式5-5 A3判：1枚】

(エ) 工事状況の町民への公開方法【様式5-6 A3判：1枚】

###### ウ 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内事業者の活用に関する提案

(ア) 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内の建設事業者の活用方法【様式5-7 A3判：1枚】

(イ) 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内での建設資材の購入計画【様式5-8 A3判：1枚】

(ウ) 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内の建設事業者以外の業種の活用方法【様式5-9 A3判：1枚】

##### ② 概算工事費提案

###### ア 概算工事費見積書【様式6-1】

###### イ 概算工事費見積内訳書【様式6-2】

###### ウ 概算工事費見積内訳明細書【参加者自由書式】

##### ③ VE提案

###### ア VE提案総括表【様式7-1】

###### イ VE提案書【様式7-2】

###### ウ VE提案内訳明細書【参加者自由書式】

#### (2) 技術提案等の作成方法

##### ① 技術提案書の作成

提案書ごとに指定様式により提出すること。PDFデータ（ただし、上記（1）の②概算工事費提案と③VE提案に関してはマイクロソフト社製のワード及びエクセルデータが必要）も合わせて提出すること。

###### ア 技術協力業務の実施方針

(ア) 技術協力業務の実施方法【様式5-1 A3判：1枚】

実施設計段階に行う技術協力業務について、施工段階も考慮し、円滑な実施設計と価格交渉を実施するために、基本設計図から読み取れる適正なグレードと品質を確保しながら、工事費の軽減と工期短縮を図ることを目的に以下の項目について具体的に記述すること。

a 技術協力業務の開始にあたり、提出された概算工事費の根拠及び考え方やコスト増などのリスク要因、発注者及び設計者との共有方法

- b 技術協力業務期間中のコスト管理支援において、提出された概算工事費内訳明細書の活用方法
  - c 設計全般に対する技術検証のポイント・進め方と実施設計へのフィードバック方法
  - d フロントローディングの活用など生産計画・調達計画の実実施設計へのフィードバック方法
  - e 技術協力業務の概略スケジュールと具体的な業務内容・想定される課題と解決策の提示（例：実施設計の手戻りの防止、コスト推移の確認とリカバリー時間の確保等）
  - f その他技術協力業務を効率的に進めるための提案
- (イ) 技術協力業務の実施体制【様式5-2 A3判：1枚】  
 技術協力業務について、業務実施にあたってのチーム編成、チームの特徴、各担当者の能力や実績・資格、発注者及び設計者との具体的な協議方法などを記述すること。
- イ 工事施工の実施方針
- (ア) 工事施工の実施体制【様式5-3 A3判：1枚】  
 施工管理業務について、業務実施にあたってのチーム編成、チームの特徴、各担当者の能力や実績・資格、発注者及び設計者との具体的な協議方法などを記述すること。
- (イ) 施工・工程計画についての提案【様式5-4 A3判：1枚】
- a 施工・工程計画についての提案においては、掘削時の湧水対策、躯体工事における施工精度確保方法、交通安全対策や敷地内に残る建物への安全対策、振動・騒音・粉塵等に関する近隣対策、別途工事との調整など、その具体性・実現性・安全性等に十分考慮し、その内容及び工事費・工期について提案書に記述すること。
  - b 本提案は、【様式5-4】に加えて参考資料として以下（a）、（b）について必要に応じ説明図、説明書類を添付すること。参考資料は任意様式、片面で合計10枚以内とし、参考添付資料である旨を明記すること。
    - (a) 総合施工計画は、準備工事段階からの施工計画とし、工程上の節目となる各段階での施工状況を平面図及び断面図等により表現すること。また、内容は総合工事工程と対応したものとする。
    - (b) 総合工事工程は、準備工事段階からの工程とし、試運転、受電、各種検査機関等についても表現すること。また、クリティカルパスを太線・赤線で表示し、各工程における主要資機材の概算数量を記述すること。
- (ウ) 施工上の課題に対する技術的所見【様式5-5 A3判：1枚】  
 本工事における課題や問題点としてとらえられる内容について提示し、その課題に対する解決方法について提案すること。なお、その課題や問題点及び解決策が設計図書における目的物の形状変更を伴う場合はVE提案とし、本提案には含めないこと。
- (エ) 工事状況の町民への公開方法【様式5-6 A3判：1枚】  
 工事期間中の町民への工事進捗等情報提供の方法等について具体的に提案すること。

なお、提案を実施した場合の効果や実施事例その他必要と考える事項を記述すること。

ウ 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内事業者の活用に関する提案

(ア) 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内の建設事業者の活用方法【様式5-7 A3判：1枚】

遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内企業への下請け工事の発注など、地元建設事業者の積極的活用の具体策について提案すること。

※ 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内建設業者とは、遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内に本店、支店又は営業所を有する建設業法における建設業許可業者をいう。（許可工種は問わない。）

(イ) 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内での建設資材の購入計画【様式5-8 A3判：1枚】

遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内企業等からの建設資材の購入計画の具体策について提案すること。

※ 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内企業等とは、遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内に本店、支店又は営業所を有する企業をいう。

(ウ) 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内の建設事業者以外の業種の活用方法【様式5-9 A3判：1枚】

上記（ア）及び（イ）以外の遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内企業等の活用について具体策について提案すること。

※ 遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内企業等とは、遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内に本店、支店又は営業所を有する企業をいう。

## ② 技術提案作成の留意事項

ア 文字の大きさは、10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。

イ 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・技術対話等を通じて採用され、その結果、本競争入札方式の参加者が施工者として選定された場合には、施工者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要な提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積り根拠に関する情報を提出するものとする。

なお、技術協力業務委託の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

## (3) 概算工事費提案の作成

### ① 概算工事費提案の作成

ア 概算工事費見積書【様式6-1】

PDFデータ及びマイクロソフト社製のワードデータも併せて提出すること。

イ 概算工事費見積内訳書【様式6-2】

必要に応じて、見積項目を追加・修正すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

ウ 概算工事費見積内訳明細書【参加者自由書式】

(ア) 内訳明細書の書式については、参加者の任意書式による。ただし、見積会社名及び頁数／全体頁数を各頁のフッター部に出力の上、PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

(イ) 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。

(ウ) 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事根拠を内訳明細書に反映させること。

(エ) 共通仮設工事・直接仮設工事については一式の計上をしないこと。

(オ) 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は行わないこと。（厳守）

② 概算工事費提案作成の留意事項

ア 概算工事費見積内訳明細書は、技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとする。

イ 要求水準書及び設計図書に含まれている内容を承知した上で、設計図書に表記されていない場合でも、本工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書並びに概算工事費見積内訳明細書に反映すること。

ウ 技術提案内容については、全て見積りに反映させること。

(4) VE提案の作成

① VE提案の作成

ア VE提案総括表【様式7-1】

提出されたすべてのVE提案の総括表として、【様式7-1】を提出すること。

PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

② VE提案書【様式7-2 A3判】

ア VE提案ごとに、様式を提出すること。

PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも合わせて提出すること。

イ 次に掲げる事項を各VE提案書に記載すること。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案目的

(イ) VE提案が採用された場合の概算工事費のコスト縮減金額（諸経費含む）、算出根拠（図面・数量など）

(ウ) 工業的所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(エ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策

ウ VE提案書は、各提案についての具体的な考え方を【様式7-2】の範囲内で記述すること。なお、文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。

③ VE提案内訳明細書【参加者自由書式】

ア VE提案ごとに作成すること。

イ 作成方法については、「V-1-(3)-①-ウ. 概算工事費見積内訳明細書」に倣うこと。

- ウ 内訳構成は、次のとおりとする。
- (ア) 概算工事費の該当部分工事費（内訳明細書含む。）
  - (イ) VE提案金額（内訳明細書含む）
  - (ウ) コスト縮減金額（(ア) 概算工事費の該当部分工事費－(イ) VE提案金額）

エ 諸経費はVE提案ごとに計上すること。

オ 概算工事費見積内訳明細書との関連付けができるよう、備考欄に概算工事費見積内訳明細書のページ番号を記載すること。PDFデータ及びマイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

④ VE提案の数

VE提案は、1項目あたりの工事費低減額が1,000,000円以上のもの（ただし、内装・昇降機関係、電気設備・機械設備関係については500,000円以上）を対象とし、最大提案数は、1,000,000円以上のものは50項目まで、その他は50項目までとして、合計で100項目までとする。

⑤ VE提案の範囲

VE提案を行う範囲は、要求水準書を満たした上で、設計図書に定められている内容のうち、次表の中で「可」としているもので、かつ、表中の条件内容を満たすものとする。ただし、以下のア～クに該当するものは対象範囲外とする。

VE対象項目	可	不可	条件内容
共通			
仮設・土工事の工法変更	○		
A. 建築工事（意匠）			
配置計画の変更		○	
平面計画の変更		○	
階層計画の変更		○	
断面計画における階高の変更		○	
断面計画における天井高の変更		○	
断面計画におけるOAフロア高さの変更	○		各室、設計図書の性能と同等以上とする。
立面計画における外装デザインの変更		○	
立面計画における外装仕上材、サッシの変更	○		設計図書の性能を満たし、質感、素材、ディテール、取合等、デザインに変更のないこと。
立面計画における外装工法の変更	○		設計図書の性能を満たし、デザインに影響のないこと。
立面計画におけるガラス仕様の変更		○	
内装仕上計画の変更	○		設計図書の性能を満たし、質感、ディテール、取合等、デザインに影響のないこと。
B. 建築工事（構造）			

基礎の工法変更	○		
基礎の仕様変更	○		
地業の仕様の変更	○		
スパン割り寸法の変更		○	
躯体のコンクリート・型枠の工法変更	○		ひび割れ等に配慮した工法とすること
躯体のコンクリートの仕様	○		設計基準強度 $F_c$ の変更は不可。
床型枠の仕様変更	○		
鉄筋の仕様変更	○		断面性能が下がらない仕様とすること
鉄骨ファブグレードの変更	○		M グレード以上
鉄骨柱の工法変更	○		
鉄骨柱の仕様変更	○		断面性能が下がらない仕様とすること
鉄骨柱脚の工法変更	○		
鉄骨柱脚の仕様変更	○		設計図書に記載された柱脚と同等の性能を発揮できること。
鉄骨梁の工法変更	○		
鉄骨梁の仕様変更	○		断面性能が下がらない仕様とすること
耐火被覆の仕様変更	○		
各種基準図の変更	○		
C. 電気設備工事			
照明器具仕様の変更	○		必要照度を確保すること。長寿命型とし、設置環境に配慮した器具仕様とすること。デザインに大きな変更がないこと。
弱電主装置類の配置変更		○	
その他仕様の変更	○		設計図書の性能と同等以上とする。
D. 空調換気設備工事、給排水衛生設備工事			
衛生器具仕様の変更	○		意匠デザインに影響を与える提案は不可とする。
熱源及び空調方式の変更		○	
その他仕様の変更	○		設計図書の性能と同等以上とする。
E. 昇降機工事			
昇降機全般の変更	○		内外のデザインに影響を与えないこと。

ア 機能、性能及び品質が低下すると予想されるもの。

イ 工期の延長を伴うもの。

ウ 防災性、安全性の低下を伴うもの。

エ 環境性能が低下し、環境負荷、周辺地域への工事騒音・振動等が増加するもの。

オ 維持管理段階における困難さやライフサイクルコストの増加が予想されるもの。

- カ 本競争入札（方式）における技術提案が成立しないもの。
- キ 関連工事に影響を与える提案及び請負代金額が関連工事を含め低減にならないもの。
- ク その他、VE提案の定義に著しく相違するもの。

#### ⑥ VE提案作成の留意事項

ア VE提案内訳明細書は、技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとする。

イ VE提案内訳明細書は、「V-1-(3)-②概算工事費提案作成の留意事項」に従い作成すること。

ウ VE提案の取り扱い

VE提案がその後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。また、本競争入札において非採用となったVE提案についても、設計深度化の過程において、再検討し、採用することがある。

エ VE提案の責任の所在

(ア) 本競争入札方式において採用されたVE提案について、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、建築確認申請上、提案者をその他設計者とする。

(イ) (ア)において、提案者が建築確認申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。

オ 採用されたVE提案の担保

施工者は技術提案書等の審査・技術対話等を通じて採用されたVE提案について、技術協力業務の期間中、当該VE提案を全て設計に反映させることとし、当該VE提案採用金額の変更は行わない。ただし、施工者の責によらず、上記のVE提案が実施設計に反映できない場合は、その限りではない。

## 2 作成要領

### (1) 提出部数

各15部とする。なお、PDFデータ及びマイクロソフト社製のワード及びエクセルデータを納めたCD-R又はDVD-Rを1部提出すること。

### (2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

### (3) 各種様式

様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

### (4) 注意事項

- ① 技術提案及びVE提案については、審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現はさけること。
- ② 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当

する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合がありますので注意すること。

### **3 提出方法等**

#### **(1) 提出期間**

「I-9実施スケジュール」の該当する期限までに事務局に提出すること。

#### **(2) 提出方法**

持参提出とする。

### **4 費用負担**

本競争入札への提出書類の作成及び提出、技術対話等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

### **5 その他**

#### **(1) 訂正及び差替え等**

一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。(ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。)

#### **(2) 提出書類の保管等**

提出された書類や図書等は、返却しない。なお、発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。また、施工者に選定されなかった者の技術提案については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。



## VI 技術対話

本競争入札参加者は、提出された技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、審査会によるヒアリングを実施する。実施場所、実施時間、その他詳細については後日通知する。実施方法については、次のとおりとする。

### (1) ヒアリング

審査委員及び事務局によるヒアリング形式（非公開）とする。

### (2) 対話時間

技術対話については1者50分以内とし（うち、プレゼンテーション時間は30分以内）、プレゼンテーション後にヒアリング（提案に対する質疑・応答等）を行う。

### (3) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、プロジェクターを使用し、技術提案書等の内容に沿って行う。なお、プロジェクター、スクリーンは発注者が用意するが、パソコンは参加者が用意すること。

### (4) 説明者

プレゼンテーション及びヒアリングは、総括責任者、現場代理人を含む6名以内とする。

### (5) その他

ヒアリング時の参加者の呼称は、Aグループ、Bグループ等のように参加者名を伏せて行うこととする。なお、順番は、技術提案書等の受付の遅かった者から順番に行うこととする。

## VII VE提案審査及び採否通知

### 1 VE提案の判定

VE提案は、技術対話に基づき審査会において、施工の確実性、安全性、経済性（工事費縮減効果）等の視点で、採用可能（○）、条件付き採用可能（△）、不採用（×）を判定する。

### 2 採否の通知

VE提案採否の通知は、技術対話の後、参加者それぞれに通知する。

### 3 条件付きVE提案

条件付き採用可能（△）については、採用条件を別途提示するので、提案者は、提示された採用条件に基づき、再度、VE提案を行うことができる。再提案された条件付きVE提案については、再度審査会において、採用可能（○）、不採用（×）を判定し、提案者へ通知する。

### 4 VE提案採用金額

上記1～3において採用を決定したVE提案の合計金額をVE提案採用金額とする。

### 5 提出期限

VE提案採否の通知及び条件付きVE提案採用後概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書の提出期限は、「I-9実施スケジュール」のとおりとする。

## Ⅷ 審査

### 1 審査方法

本競争入札の審査は、「審査会」が行う。技術提案等及び技術対話に基づき客観的に評価する。

### 2 評価方法

#### (1) 評価事項に対する配点

項目	評価項目	配点	
提案項目	技術協力業務の実施方針	技術協力業務の実施方法	7.0
		技術協力業務の実施体制	7.0
	工事施工の実施方針	工事施工時の実施体制	7.0
		施工・工程計画についての提案	7.0
		施工上の課題に対する技術的所見	7.0
		工事状況の町民への公開方法	7.0
	遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内事業者の活用に関する提案	遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内の建設事業者の活用方法	7.0
		遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内での建設資材の購入計画	7.0
		遠軽地区広域組合構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）内の建設事業者以外の業種の活用方法	7.0
	価格項目	VE提案採用後概算工事費（条件付き採用可能含む）	37.0
計		100.0	

#### (2) 技術提案等に対する評価

##### ① 提案項目

提出された技術提案書等及び技術対話により、総合的に各項目を評価し、以下に示す評価に該当する点数により採点する。

評価	評価点（配点×掛け率）
特に優れている	配点 × 1.00
優れている	配点 × 0.85
やや優れている	配点 × 0.70
普通	配点 × 0.55
普通未満	配点 × 0.40

② 価格項目

ア 価格評価は参考見積提案率 (%) にて行う。

$$\text{参考見積提案率 (\%)} = (\text{VE 提案採用後概算工事費} / \text{事業費参考額}) \times 100$$

$$\text{VE 提案採用後概算工事費} = \text{概算工事費} - \text{VE 提案採用金額}$$

価格 評 価	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考見積提案率が 100% を超える価格評価点は 0 点とする。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">{ 90% &lt; 参考見積提案率 ≤ 100% } における評価点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>{ 90% : 37 点 } と { 100% : 0 点 } を通る直線式により算出される以下の y の値を価格評価点とする。</li> <li>価格評価点算定式 <math>y = b \times (1 - x / a)</math></li> <li>x : (参考見積提案率 - 90) %</li> <li>y : 価格評価点</li> <li>a = 10 %</li> <li>b = 37 点</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考見積提案率が 90% 以下の場合は、37 点とする。</li> </ul>

※評価点は小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位まで求める。

価格評価点のイメージは次のとおりとする。



【例 1】 参考見積提案率が 92% だった場合

$$x : (92 - 90) \% = 2 \%$$

$$y : (37 \times (1 - 2 / 10))$$

$$= 29.60 \text{ 点}$$

【例 2】 2.5% ごとの評価点

$$90.0\% : 37.00 \text{ 点} \quad 92.5\% : 27.75 \text{ 点} \quad 95.0\% : 18.50 \text{ 点}$$

$$97.5\% : 9.25 \text{ 点} \quad 100.0\% : 00.00 \text{ 点}$$

### 3 施工者の決定

評価点の合計点数が最も高く、予定価格の範囲内で入札した者を施工者とする。合計点数の最も高い者が2者以上ある場合は、このうちVE提案採用後概算工事費が最も低い者を施工者とする。また、VE提案採用後概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

なお、参加者が1者の場合、評価事項に係る配点中、技術協力業務及び工事施工の実施方針の提案項目得点が42点中29点以上でなければ、施工者になれない。

### 4 最終審査結果通知

最終審査結果の通知は、「I-9実施スケジュール」の該当する期限までに書面により、参加者それぞれに通知するとともに、遠軽町ホームページに掲載する。

なお、最終審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## Ⅸ 三者協定書の締結

### 1 確認する事項

#### (1) 妥当性の確認

施工者より提出された概算工事費見積内訳明細書及び採用されたVE提案内訳明細書（以下、「明細書等」という。）の算出根拠及び考え方並びに妥当性の確認。

#### (2) グレードの確認

明細書等に基づく、実施設計着手段階での設計グレードの確認。

#### (3) フィードバック方法

技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための、実施設計グレードの確認・フィードバック方法

#### (4) その他

工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更については、工事請負契約書に基づく協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積合せにおいては当該金額を見込まないものとする。

### 2 明細書等と設計グレードの相違

上記1の確認において、明細書等と本確認時点で想定される設計グレードに相違がある場合は、発注者及び設計者並びに施工者にて協議し、必要に応じて設計グレード又は明細書等の修正を行う。なお、「V-1-(3)-② 概算工事費提案作成の留意事項」の記載事項については、修正の対象としない。

### 3 三者協定書への記載

発注者及び設計者並びに施工者は、明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、VE提案採用後概算工事費及び事業費参考額（以下「目標工事費」という。）以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を三者協定書に記載する。

### 4 別途協議事項

技術協力業務期間における、発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による目標工事費の変更については、別途協議するものとする。

## **X その他**

### **1 失格条項**

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) 審査委員又は本競争入札（方式）の関係者に直接又は間接を問わず当該実施要領及びこれに関連する件で接触した場合。
- (4) その他、審査会が不適切と判断した場合。

### **2 参加者の数**

参加者が1者の場合でも本競争入札（方式）は実施する。

### **3 参加の辞退**

本競争入札（方式）を途中で辞退する者は、別添「辞退届」【様式9】を提出すること。

### **4 公表、非公表の範囲**

本競争入札方式における公表、非公表の範囲は、次のとおりとする。

#### **(1) 事後公表の範囲**

- ① 参加者名称
- ② 審査結果の講評
- ③ 施工者、次点者の得点

#### **(2) 非公表**

- ① 参加資格確認申請書（添付する資料等）
- ② 技術提案書等（添付する資料等）
- ③ VE提案採用後概算工事費

### **5 建設予定地の現地視察等**

- (1) 事務局が開催する現地説明会は行わない。
- (2) 各参加者の現地視察は可能とする。ただし、事前に事務局へ連絡すること。

### **6 要求水準書の位置付け**

要求水準書の位置付けは、以下のとおりとする。

- (1) 要求水準書は、遠軽町が新庁舎建設工事に関わる施工者に要求する水準等を示すものであり、事業期間全般にわたって遵守するものとする。
- (2) 要求水準書に定める水準を満たすことが、本事業を実施する必須条件となる。
- (3) 本競争入札に参加を希望する者は、要求水準書を満たす限りにおいて提案を行うことができるものとし、別に本実施要領で示される諸条件を遵守して参加表明書、技術提案書、並びにVE提案書を作成しなければならない。
- (4) 要求水準書は、設計図書とともに契約書に添付する。

### **7 業務委託料及び工事請負代金の支払い及び出来形について**

技術協力業務委託料は完了時に支払う。

工事請負代金の支払いについては、①前金払：会計年度ごとに、当該会計年度の出来形部分等予定額の4割に相当する額以内とする。②中間前金払：会計年度ごとに、当該会計年度の出来形部分等予定額の2割に相当する額以内とする。ただし、遠軽町建設工事の前金払に関する要綱（令和2年遠軽町訓令第1号）第2条第2項第1号から第4号までに規定する要件を全て満たす場合に請求できる。③部分払：令和6年度に1回行う。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

- ・令和5年度分については、出来形を求めないため工事請負代金の支払いは無い。
- ・令和6年度分については、21.3%以上の出来形を確保すること。